

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3章 所掌事務 (研究支援課)</p> <p>第25条 研究・財務戦略部研究支援課(研究推進室、<u>産学連携室</u>、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究・財務戦略部研究支援課産学連携室においては、第1項の事務のほか、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第3章 所掌事務 (研究支援課)</p> <p>第25条 研究・財務戦略部研究支援課(研究推進室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究・財務戦略部研究支援課産学連携室においては、第1項の事務のほか、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) スマートコアファシリティ推進機構に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>前回改正時の修正に伴う改正</p> <p>新たに「スマートコアファシリティ推進機構」が設置されることに伴う改正</p>

附 則 (令和3年10月13日規程第43号)
この規程は、令和3年10月13日から施行する。